

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出等に関する注意事項

栃木県環境森林部環境保全課

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に関する届出等は、以下を参考にしてください。

1 特定施設設置（使用、変更）届出書【様式第1】

手続の概要	<p>設置：特定施設を設置しようとするとき、あらかじめ届出しなければなりません。</p> <p>使用：新たに特定施設となった施設を既に設置しているとき、届出しなければなりません。</p> <p>変更：既に設置している施設について、その構造、使用の方法等を変更しようとするとき、あらかじめ届出しなければなりません。</p>
根拠規定	<p>設置：ダイオキシン類対策特別措置法 第12条</p> <p>使用：ダイオキシン類対策特別措置法 第13条</p> <p>変更：ダイオキシン類対策特別措置法 第14条</p>
届出期間	<p>設置：設置工事着手の60日前まで</p> <p>使用：特定施設となった日から30日以内</p> <p>変更：変更（変更工事着手日、実際に変更を行う日等）の60日前まで</p>
添付書類	<p>添付書類“添付様式（別紙）”及び“添付様式（参考事項）”を添付するほか、ダイオキシン類の濃度については、以下の書類も添付すること。</p> <p>設置・変更：記載されている値の算定根拠等を示す書類。</p> <p>使用：記載されている値が計算値の場合には、その算定根拠を示す書類。実測値の場合には、分析結果書の写し。</p>
届出書のあて先	<p>宇都宮市内の工場又は事業場：宇都宮市長</p> <p>宇都宮市外の工場又は事業場：管轄する環境森林（管理）事務所長</p>
届出書の提出先	<p>宇都宮市内の工場又は事業場：宇都宮市環境保全課</p> <p>宇都宮市外の工場又は事業場：管轄する環境森林（管理）事務所環境対策課</p>
提出部数	<p>正本：1部 写し：2部（宇都宮市へ届出する場合は、写し1部）</p> <p>受付時、写しに受付印を押してお返ししますので、控えとして保管してください。</p>

2 氏名等変更届出書【様式第3】

手続の概要	<p>特定施設の設置者は、氏名若しくは住所（法人の場合、名称、代表者の氏名若しくは主たる事務所の所在地）又は当該施設を設置する工場若しくは事業場の名称又は所在地を変更したときに届出しなければなりません。</p>
根拠規定	<p>ダイオキシン類対策特別措置法 第18条</p>
届出期間	<p>変更後30日以内</p>
届出書のあて先	<p>宇都宮市内の工場又は事業場：宇都宮市長</p> <p>宇都宮市外の工場又は事業場：管轄する環境森林（管理）事務所長</p>
届出書の提出先	<p>宇都宮市内の工場又は事業場：宇都宮市環境保全課</p> <p>宇都宮市外の工場又は事業場：管轄する環境森林（管理）事務所環境対策課</p>
提出部数	<p>正本：1部 写し：2部（宇都宮市へ届出する場合は、写し1部）</p> <p>受付時、写しに受付印を押してお返ししますので、控えとして保管してください。</p>
備考	<p>市町村合併により住所が変更されたときは届出不要です。</p>

3 使用廃止届出書【様式第4】

手続の概要	特定施設の設置者は、当該施設の使用を廃止したときに届出しなければなりません。
根拠規定	ダイオキシン類対策特別措置法 第18条
届出期間	廃止後30日以内
届出書のあて先	宇都宮市内の工場又は事業場：宇都宮市長 宇都宮市外の工場又は事業場：管轄する環境森林（管理）事務所長
届出書の提出先	宇都宮市内の工場又は事業場：宇都宮市環境保全課 宇都宮市外の工場又は事業場：管轄する環境森林（管理）事務所環境対策課
提出部数	正本：1部 写し：2部（宇都宮市へ届出する場合は、写し1部） 受付時、写しに受付印を押してお返ししますので、控えとして保管してください。

4 承継届出書【様式第5】

手続の概要	特定施設を譲り受け、借り受け、相続、合併又は分割によって、当該届出をした者の地位を承継したときに届出しなければなりません。
根拠規定	ダイオキシン類対策特別措置法 第19条
届出期間	承継後30日以内
届出書のあて先	宇都宮市内の工場又は事業場：宇都宮市長 宇都宮市外の工場又は事業場：管轄する環境森林（管理）事務所長
届出書の提出先	宇都宮市内の工場又は事業場：宇都宮市環境保全課 宇都宮市外の工場又は事業場：管轄する環境森林（管理）事務所環境対策課
提出部数	正本：1部 写し：2部（宇都宮市へ届出する場合は、写し1部） 受付時、写しに受付印を押してお返ししますので、控えとして保管してください。

5 ダイオキシン類測定結果報告書【様式第6】

手続の概要	排出基準が適用される事業場の設置者は、毎年1回以上、ダイオキシン類による汚染状況を測定し、報告しなければなりません。
根拠規定	ダイオキシン類対策特別措置法 第28条
報告時期	測定結果が判明（計量証明書の報告日）次第、速やかに。
報告書のあて先	宇都宮市内の工場又は事業場：宇都宮市長 宇都宮市外の工場又は事業場：管轄する環境森林（管理）事務所長
報告書の提出先	宇都宮市内の工場又は事業場：宇都宮市環境保全課 宇都宮市外の工場又は事業場：管轄する環境森林（管理）事務所環境対策課
提出部数	正本：1部 写し：2部（宇都宮市へ届出する場合は、写し1部） 受付時、写しに受付印を押してお返ししますので、控えとして保管してください。

< 管轄一覧 >

窓口・問い合わせ先	対象地域
宇都宮市 環境部 環境保全課 〒320-8540 宇都宮市旭 1-1-5 TEL 028-632-2407 FAX 028-635-4922	宇都宮市
県西環境森林事務所 環境部 環境対策課 〒321-1263 日光市瀬川 51-9 TEL 0288-23-1000 FAX 0288-23-1002	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所 環境部 環境対策課 〒321-4305 真岡市荒町 116-1 TEL 0285-81-9002 FAX 0285-81-9006	真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所 環境部 環境対策課 〒324-0056 大田原市中央 1-9-9 TEL 0287-22-2277 FAX 0287-28-9077	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境部 環境対策課 〒327-8503 佐野市堀米町 607 TEL 0283-23-4445 FAX 0283-22-5113	足利市、佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課 〒323-0811 小山市犬塚 3-1-1 TEL 0285-22-4309 FAX 0285-26-2000	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町